

2008年3月7日

内閣府食品安全委員会事務局評価課内

「平成20年度運営計画（案）」意見募集担当 御中

「平成20年度食品安全委員会運営計画（案）」に対する意見

（法人名）日本生活協同組合連合会

（所在地）〒150-8913

東京都渋谷区渋谷3-29-8

電話：03-5778-8124

平成19年度は、貴委員会におきまして、残留基準等の設定にかかわる食品健康影響評価や、BSEについて米国・カナダ以外から輸入される牛肉および牛内臓に係る食品健康影響評価を実施するなど、国民の健康を保護するための施策が継続して行われていることについて評価いたします。

一方、米国において中国産のペットフードに含まれる成分を原因とする被害がわが国においても大きな話題になりました。また、弊会も関係した冷凍餃子をめぐり問題では、食品の安全性について、消費者に大きな不安を与えることになっております。こうした点からも、行政・事業者・消費者の連携のもとに食品の安全性を担保することの重要性が増していると考えます。

以上のことをふまえ、食品安全委員会の「平成20年度食品安全委員会運営計画（案）」に対し、下記の意見を提出いたします。

記

1. 全国の健康被害に係る情報を集約・解析し、健康被害を未然に防止するために情報を発信するしくみをリスク管理機関と連携して整えてください。

食中毒等の被害の拡大を防ぐために、全国で散発的におきる食品の安全性に関する情報を一元的に集約し、分析することが重要だと考えます。食品安全基本法第十四条において、「(略) 食品を摂取することにより人の健康に係る重大な被害が生ずることを防止するため、当該被害が生じ、又は生じるおそれがある緊急の事態への対処及び当該事態の発生の防止に関する体制の整備その他の必要な措置が講じられなければならない」とあります。人の健康に重大な被害が生ずることを防止するために、貴委員会はリスク管理機関と連携して、全国の健康被害に係る情報を集約・解析し、健康被害が発生する可能性がある場合にはすみやかに国民に対して情報を発信する仕組みを整えることが必要です。

2. 清涼飲料水の審査をすみやかに進めるとともにリスク管理を合理的、効果的に行ってください。

清涼飲料水の規格基準については、平成 15 年 7 月 3 日に清涼飲料水の規格基準を定めるよう諮問されてから 3 年半が経過しています。しかし、「食品健康影響評価の審議状況（平成 20 年 2 月 6 日現在）」によると農薬、化学物質・汚染物質ともに清涼飲料水に関する案件は審議中のものが多く、実際にはリスク管理が行われていない状況だと考えられます。この案件に関する審議をすみやかに実行するとともに、評価に必要な案件については未審議の状態であっても暫定的にリスク管理を開始するなど、合理的、効果的なリスク管理体制をとることが必要だと考えます。

3. 残留農薬、食品添加物に係る食品健康影響評価に関するガイドラインの策定を検討してください。

食品健康影響評価に関するガイドラインは、「遺伝子組換え食品（種子植物）の安全性評価基準」等が定められていますが、これらは遺伝子組換え食品、肥料、薬剤耐性菌、特定保健用食品を対象にしており、化学物質、特に残留農薬と食品添加物の評価に関するガイドラインがありません。厚生労働省および農林水産省でかつて使用していたものや、国際的な組織が使用している評価基準が参考になると考えますので、これを用いてすみやかにガイドラインとして確立することにより、円滑で誤解のないリスク評価が実施できると考えます。

4. 食品健康影響評価技術研究の結果をすみやかに公表してください。

平成 17 年度に選定された食品健康評価技術研究の多くが、研究期間を 3 年間と定められており、平成 19 年度が最終年度となります。研究結果についてはすみやかにその成果を公表し、研究結果を普及することが必要だと考えます。また、若手研究者を積極的に登用するなど、活気のある研究環境をつくる仕組みを考えることによって、より充実した結果が得られると考えます。

5. リスクコミュニケーターの活躍の場を検討してください。

平成 20 年度より新たに「リスクコミュニケーター（インタープリター）を育成することが計画されています。科学的知見に関する情報をわかりやすく説明する役割は非常に重要だと考えます。

今年度継続して養成を実施した「リスクコミュニケーター（ファシリテーター）」とともに、「リスクコミュニケーター（インタープリター）」が活躍する場の検討をすみやかに行うことが必要です。また、このとりくみにおいてはリスク管理機関と協力することで、より効果的なものになると考えます。リスク管理機関との連携の下、科学的な考え方の普及について貴委員会がリーダーシップを発揮するよう求めます。

6. 食品安全総合情報システムの検索方法についてあらためて検討してください。

現在運用している食品安全総合情報システム（以下「システム」）は、通常の検索エンジンとは異なる検索方法で運用されていると考えられます。そのため、「サイト内検索ウインドウ」で検索する結果とは異なる検索結果が出ており、利用が難しい原因の一つになっています。システムの利便性を図るためにも、「サイト内検索ウインドウ」を利用してシステムの情報にアクセスできるよう、検索方法の検討を行ってください。

7. 国際的な食品に係る食品安全管理体制について、情報を収集し、輸入食品に由来する健康被害を未然に防止するよう努めてください。

食品流通の国際化に伴い、海外から輸入される食品が増加しています。こういった状況を鑑み、貴委員会はリスク管理機関と連携して、諸外国における食品安全管理体制に係る情報を収集し、必要に応じて輸出国および事業者に対する監視・指導を行うよう調整を行うことによって、輸入食品に由来する健康被害を未然に防ぐよう努めてください。

以上